



長野県公報

平成21年
6月3日(水)
号外
第72号

目次

規則

○長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の制定..... 1

規則

長野県規則第四十六号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則を次のように定める。

平成二十一年六月三日

長野県知事 福田 富一

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。）の施行に関し、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二十四号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所管行政庁が必要と認める図書等)

第二条 省令第二条第一項の規定により知事が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認済証の交付を受けた場合にあつては、当該確認済証の写し
- 二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「住宅品質確保法」という。）第五条第一項の規定による住宅性能評価書の交付を受けた場合にあつては、当該住宅性能評価書の写し
- 三 住宅品質確保法第四十四条第三項の規定による登録住宅型式性能認定等機関（以下「登録住宅型式性能認定等機関」という。）が行う同法第三十一条第一項の規定による住宅型式性能認定（登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下「住宅型式性能認定」という。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあつては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号。以下「住宅品質確保法施行規則」という。）第四十一条第一項の規定による住宅型式性能認定書（登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下「住宅型式性能認定書」という。）の写し
- 四 住宅である住宅品質確保法第四十条第一項の規定による認証型式住宅部分等（以下「認証型式住宅部分等」という。）又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあつては、住宅品質確保法施行規則第四十五条第一項の規定による型式住宅部分等製造者認証書（以下「型式住宅部分等製造者認証書」という。）の写し
- 五 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成二十一年国土交通省告示第二百九号）第三に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合においては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（住宅品質確保法第五十九条第一項の規定による登録試験機関（以下「登録試験機関」という。）が行う同法第五十八条第一項の規定による特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けた場合においては、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書）
- 六 次条第一号又は第二号に規定する居住環境の維持及び向上に関する基準に適合することを証する図書

(当該基準に適合する旨の証明書の交付を受けた場合にあつては、当該証明書の写し)

七 その他知事が必要と認める図書

2 省令第二条第三項の規定により知事が不要と認める図書は、次のとおりとする。

一 次に掲げる事項を明示することを要しないものとする。省令第二条第一項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項のすべてについて、明示することを要しないこととなる同項の表に掲げる図書

イ 前項第三号に規定する住宅型式性能認定書の写しを添付した場合にあつては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該住宅型式性能認定書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

ロ 前項第四号に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写しを添付した場合にあつては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

二 その他知事が不要と認める図書

(居住環境基準)

第三条 法第六条第一項第三号に規定する居住環境の維持及び向上に関する基準は、次のとおりとする。

一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第九項に規定する地区計画等の区域のうち、地区整備計画が定められている区域内にあつては、申請に係る建築物が当該地区計画中の建築物(建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限に限る。)に関する事項に適合していること。

二 景観法(平成十六年法律第百十号)第八条第一項に規定する景観計画の区域内にあつては、申請に係る建築物が当該景観計画中の建築物に関する事項(建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限に限る。)に適合していること。

三 申請に係る土地が次に掲げる区域又は地区を含まないこと。ただし、都市計画法又は住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)の目的を達成するものであり、長期にわたる立地が可能であると認められる場合は、この限りでない。

イ 都市計画法第四条第四項に規定する促進区域

ロ 都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の区域

ハ 都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業の区域

ニ 都市計画法第四条第八項に規定する市街地開発事業等予定区域

ホ 住宅地区改良法第八条第一項の規定による告示があつた日後における同法第二条第三項に規定する改良地区

(認定しない旨の通知)

第四条 知事は、法第五条第一項から第三項までの規定による認定の申請(以下「認定の申請」という。)があつた場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が法第六条第一項各号に定める基準に適合しないことを認めるとき又は法第六条第四項において準用する建築基準法第十八条第十二項の規定による通知書(同法第六条第一項に規定する建築基準関係規定(以下「建築基準関係規定」という。)に適合しない旨の通知書に限る。)の交付を受けたときは、認定しない旨を当該申請者に通知するものとする。

(建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申し出)

第五条 法第六条第二項の規定により長期優良住宅建築等計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの建築主事の審査を受けるよう申し出があつた場合の審査については、建築基準法第六条第五項の規定を準用する。

2 前項の申し出をしようとする者は、省令第二条第一項に定めるもののほか、同項に規定する申請書の副本及び添付図書並びに建築基準法第六条第一項に規定する確認の申請書の正本及び副本(構造計算適合性判定を要する場合にあつては、正本一通及び副本二通)を、知事に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第六条 認定の申請をした者は、認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、取下申出書(別記様式第一号)により、その旨を知事に申し出なければならない。

(長期優良住宅建築等計画の変更への準用)

第七条 前三条の規定は、法第八条第一項の認定について準用する。この場合において、第四条中「法第五条第一項から第三項まで」とあるのは「法第八条第一項」と、「法第六条第一項各号」とあるのは「法第八条第二項において準用する法第六条第一項各号」と、「法第六条第四項」とあるのは「法第八条第二項において準用する法第六条第四項」と、第五条第一項中「法第六条第二項」とあるのは「法第八条第二項において準用する法第六条第二項」と、同条第二項中「省令第二条第一項」とあるのは「省令第八条」と読み替える

ものとする。

(認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況に関する報告)

第八条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅の建築工事が完了したときは、速やかに、工事完了報告書(別記様式第二号)に知事が必要と認める図書を添付して、その旨を知事に報告しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、認定計画実施者は、法第十二条の規定により報告を求められた場合には、状況報告書(別記様式第三号)に知事が必要と認める図書を添付して、知事に報告するものとする。

(取りやめる旨の申し出)

第九条 法第十四条第一項第二号の規定により認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築又は維持保全を取りやめようとするときは、遅滞なく、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書(別記様式第四号)に認定通知書(変更の認定を受けた者にあつては、認定通知書及び変更認定通知書)を添えて、その旨を知事に申し出なければならない。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十一年六月四日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

取 下 申 出 書

年 月 日

栃木県知事 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称 印

下記の認定申請を取り下げたいので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第6条の規定により申し出ます。

記

| | |
|-----------------------------------|-------|
| 1 長期優良住宅建築等計画の認定 （変更認定）申請受付番号 | 第 号 |
| 2 長期優良住宅建築等計画の認定 （変更認定）申請受付年月日 | 年 月 日 |
| 3 認定申請に係る住宅の位置 | |
| 4 取下げの理由 | |
| 5 備考 | |

※受付欄

- 注 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2 申請者本人が署名する場合には、押印を省略することができます。

別記様式第2号(第8条関係)

工事完了報告書

年 月 日

栃木県知事 様

認定計画実施者の住所又は
主たる事務所の所在地
認定計画実施者の氏名又は名称 印

認定長期優良住宅の建築工事が完了したので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第8条第1項の規定により報告します。

記

| | |
|--|---|
| 1 長期優良住宅建築等計画の認定 (変更認定) 番号 | 第 号 |
| 2 長期優良住宅建築等計画の認定 (変更認定) 年月日 | 年 月 日 |
| 3 認定に係る住宅の位置 | |
| 4 工事完了年月日 | 年 月 日 |
| 5 認定長期優良住宅建築等計画に 基づく住宅の建築が完了したことを 確認した建築士等 | (級) 建築士 () 登録第 号 住 所 氏 名 印 (級) 建築士事務所 () 知事登録第 号 名 称 所在地 |
| ※受付欄 | |

- 注 1 認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2 認定計画実施者本人が署名する場合には、押印を省略することができます。
3 工事監理報告書又は建設住宅性能評価書等の写しを添付してください。

別記様式第3号（第8条関係）

状 況 報 告 書

年 月 日

栃木県知事 様

認定計画実施者の住所又は
主たる事務所の所在地
認定計画実施者の氏名又は名称 印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第8条第2項の規定により、次のとおり認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況について報告します。

記

| | |
|-------------------------------|-------|
| 1 長期優良住宅建築等計画の認定 （変更認定）番号 | 第 号 |
| 2 長期優良住宅建築等計画の認定 （変更認定）年月日 | 年 月 日 |
| 3 認定に係る住宅の位置 | |
| 4 報告の内容 | |

※受付欄

- 注 1 認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2 認定計画実施者本人が署名する場合には、押印を省略することができます。

別記様式第4号 (第9条関係)

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書

年 月 日

栃木県知事 様

認定計画実施者の住所又は

主たる事務所の所在地

認定計画実施者の氏名又は名称

印

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第9条の規定により申し出ます。

記

| | |
|--------------------------------|-------|
| 1 長期優良住宅建築等計画の認定 (変更認定) 番号 | 第 号 |
| 2 長期優良住宅建築等計画の認定 (変更認定) 年月日 | 年 月 日 |
| 3 認定に係る住宅の位置 | |
| 4 備考 | |

※受付欄

- 注 1 認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 2 認定計画実施者本人が署名する場合には、押印を省略することができます。

(出押監)